

東海市支援会議要綱

(組織)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項の規定に基づき、東海市支援会議（以下「支援会議」という。）を組織する。

(構成)

第2条 支援会議は、次に掲げる者のうちから事案等に応じてその都度市長が指名したもの（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 法第4条第3項に規定する支援関係機関に属する者
- (2) 市から法第106条の4第4項の規定による委託を受けた者
- (3) 法第4条第3項に規定する地域生活課題を抱える市民に対する支援に従事する者
- (4) その他関係者

(守秘義務)

第3条 構成員は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員でなくなった後も、同様とする。

(会議)

第4条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会議は、緊急やむを得ない場合その他特別の理由がある場合には、構成員が招集することができる。この場合において、構成員は、その旨を市長に報告するものとする。

3 会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 支援会議の庶務は、市民福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、市長の指定する支援会議の事務については、市民福祉部こども課、健康推進課又は高齢者支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。